

第4章 総論

1. 計画の基本理念

活き活きとした子どもの笑顔は、まわりの人を幸せにします。

子どもは地域にとって宝であり、次世代の社会の担い手です。子どもの力を信じ、主体性を重んじた子育ち・子育てにより、たくましく成長することが、津市の明るい将来につながります。

子どもが健やかに育ち、子どもの輝きが親たちに喜びと生きがいをあたえ、地域に輝かしい未来をもたらすことを目指す第1期計画の基本的な考え方を踏襲し、本計画においても以下のように基本理念を設定します。

子どもの輝きが未来につながるまち・津

2. 計画策定の姿勢（基本的な視点）

子どもには自ら成長する力が備わっており、子育てには子どもの主体性を重んじることが最も重要ですが、そのためには、子どもは決して強い存在ではないため、最も近い存在である保護者、親族、友人そして地域の人々との関わりや見守りが必要です。本計画を重層的でバランスの取れた計画とするための姿勢として、子どもへの視点、保護者への視点、社会・地域への視点の3つの視点を重視し、施策全体に反映します。

① 子どもへの視点	子どもの権利を尊重し、子どもにとっての最善の利益の実現を重視します
② 保護者への視点	保護者すべてが子育ての喜びや生きがいを感じ、伸び伸びと子育てをしながら、親としても成長できるような支援を行います
	子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長し、喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。保護者の置かれた状況や思いを受け止め、保護者に寄り添い、共感を育みながら、子育ての喜びや生きがいを感じることができるような支援を行います。

③ 社会・地域への視点	<p>子どもと保護者が地域とつながりを持ち、様々な年代・立場の人々が子育てに関わる環境づくりをすすめ、津の良さを活かした、子育てがしやすいまちをめざします</p>
	<p>子どもは地域の宝であり、未来への希望です。様々な年代・立場の人が子育てに関わることにより、子どもの成長と親の子育て力を地域で協力して育む環境づくりを進めます。津市は歴史と伝統、森林資源などの自然環境に恵まれており、子ども・子育て支援に熱い思いを持って活動している民間団体もあり、その特色を生かして、子育てがしやすいまちをめざします。</p>

施策体系図



3. 計画の基本目標と推進施策

本計画では、基本理念「子どもの輝きが未来につながるまち・津」を実現するために、子どもへの視点、保護者への視点、社会・地域への視点の3つの視点から、4つの基本目標と、基本目標を達成するための推進施策を設定します。

(1) 基本目標1

✓ 子どもへの視点

- 子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人一人を大切にします

【現状と課題】

子どもは、教育・文化・スポーツなどの活動や遊びなどの体験を通じて、本来備わっている「自ら育つ力」を発揮し、成長していきます。その成長の過程において、自分を受け入れることや、自分を大切に思う気持ちを育み、同時に他者を尊重することや命の大切さを学びます。そのことが、将来、社会の中での自分の役割を果たし、社会的・職業的に自立した自分らしい生き方を実現することにつながり、ひいては、次世代の親としての意識を持つことにもつながります。

一方、近年、子どもをめぐる社会環境が変化し、核家族化や少子化、地域とのつながりの希薄化などにより、子どもの育ちへの影響が課題となっています。そのため、これから子ども・子育て支援には、これまで以上に、地域や社会が積極的に関わることができるよう施策を推進する必要があります。また、施策の推進には、子どもが何を感じ、何を願っているのか、発せられる言葉の中にある思いは何かという「子どもの願い」を聴き、「子どもが自ら育つ力」を発揮できるよう支援していくことが重要です。

そのためには子どもが育つ場である、保育所、幼稚園から小学校、中学校まで円滑に接続して、一人一人の子どもの成長や発達に応じた質の高い教育・保育及び支援が受けられるようにすること、また子どもが自主的に活動をするための場所、他の子育て世帯や異世代との交流、あるいは集団で遊ぶことのできる場所など、子どもの居場所づくりへの取組が必要です。

【この目標のもとで推進する施策】

- (1) 就学前の教育・保育環境の充実と学齢期への途切れのない支援
- (2) 自己肯定感を育み、生きる力を培う教育の推進
- (3) 優しさや信頼を育み、未来を切り拓く子どもの育成
- (4) 子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくり

推進施策(1) 就学前の教育・保育環境の充実と学齢期への途切れのない支援

取組事業	内容
就学前教育・保育環境の充実	<p>全ての家庭の子どもが保護者や家庭の就労状況などにかかわらず、一体的な教育・保育と、子どもにとって重要な集団生活を受けられる環境の整備に取り組みます。</p> <p>事業名称：幼保連携型認定こども園整備事業 事業主体：学校教育課、子育て推進課</p>
質の高い教育・保育の提供	<p>保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業における幼児教育・保育の充実を目指し、「津市幼児教育・保育カリキュラム」をもとに一人一人の子どもの育ちを支援する質の高い教育・保育の提供が行われるよう取り組みます。また、津市幼児教育・保育カリキュラムの検証を行うとともに、職員を対象として、一人一人の子どもの育ちや学びについての研修講座を開催します。</p> <p>事業名称：保育所、幼稚園、認定こども園の運営事業、幼児教育推進事業 事業主体：学校教育課、子育て推進課</p>
就学前教育・保育から義務教育への円滑な接続	<p>公私立保幼小合同研修会、就学前教育と小学校教育との接続に係る研修会や、各中学校区単位での乳幼児、児童、生徒の交流・職員間の連携を通して、就学前教育から義務教育への円滑な接続を図ります。</p> <p>事業名称：保幼小中の連携、幼保交流、学校見学・一日入学、就学ガイダンス、地域の文化祭参加、幼児教育推進事業（保幼小連携） 事業主体：学校教育課、子育て推進課</p>
職員の確保と研修	<p>「保育士職場復帰セミナー」の継続等による潜在保育士の掘り起こし、就労支援の実施など、保育士等職員の確保に努めます。また専門的な知識と技術を高めるため、園内研修の充実に向けた指導主事の派遣や、各職員の職務や経験に応じた研修会を実施し、一人一人の子どもの願いを聞き届ける職員としての資質の向上に努めます。</p> <p>事業名称：潜在保育士の復帰支援、職員への各種研修、津私立保育園協議会の研修、幼児教育推進事業（職員研修事業） 事業主体：学校教育課、子育て推進課</p>
多様な保育サービスの提供体制の充実と質の向上	<p>保護者の就労形態の多様化から、保育を受ける子どもが、安全で安心して過ごすことができるよう、延長保育や休日保育、一時預かり事業など多様な保育サービスの提供できる体制の充実と質の向上に取り組みます。</p> <p>事業名称：延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業 事業主体：子育て推進課</p>

取組事業	内容
病児・病後児保育事業の拡大	<p>病気やその回復期にあり幼稚園や保育所等に登園できない子どもが安心して過ごすことができる病児・病後児保育事業の拡大や利用促進に取り組みます。</p> <p>事業名称：病児・病後児保育事業 事業主体：子育て推進課</p>

推進施策(2) 自己肯定感を育み、生きる力を培う教育の推進

取組事業	内容
教育・保育の場での実践	<p>教育・保育施設等において、乳幼児一人一人が自分や人を大切に思う豊かな心を育む教育を実践します。</p> <p>事業名称：幼児教育推進事業 事業主体：学校教育課、子育て推進課</p> <p>新学習指導要領を踏まえ、これまで築いてきた小中一貫教育の体制を生かし、校種を超えた教職員の交流や「中学校区で子どもたちを育てる」という共通認識のもと、小学校から中学校までの9年間を見通した指導や支援について、より一層の充実と、津市小中一貫教育の推進を図ります。</p> <p>事業名称：教育総合支援事業、津市小中一貫教育推進事業 事業主体：教育研究支援課、学校教育課、人権教育課</p>
	<p>各中学校区に人権教育部会（人権教育校区連絡会）を組織し、系統性・継続性をもった人権教育を進めていくため、中学校区における人権教育カリキュラムに基づいた授業公開や教職員研修、子ども人権フォーラムを通して、子どもを取り巻く課題を明らかにし、その共有化と解決に向けた人権教育の取組を推進します。</p> <p>事業名称：人権教育推進プロジェクト事業 事業主体：人権教育課</p>
体験の場の充実	<p>子どもが自らの力で作り出すことで、達成感や自己肯定感を得ることができる体験の場の充実を図ります。</p> <p>事業名称：こども料理体験教室補助金 事業主体：こども支援課</p> <p>人権を尊重する態度や豊かな感性を育み、子どもたちが、互いをかけがえのない存在として認識し、それぞれの個性や価値観を認め合い、豊かに生活するために、各幼稚園や小学校、中学校、義務教育学校を対象として、様々な人権課題の解決に向けて活動している人や、人権が大切にされるまちづくりなどに取り組んでいる人との出会い学習を支援します。</p>

第4章 総論

取組事業	内容
	<p>事業名称：人権学習推進事業 事業主体：人権教育課</p> <p>各小中学校・義務教育学校の児童生徒が、自らの体験や経験、考え方や人権学習を通して学んだことなどの内容を意見交流し、仲間とのつながりを確かめ合うとともに、人権を大切にする生き方を学び合うために、各中学校区単位で子ども人権フォーラムを実施します。</p>
	<p>事業名称：人権教育推進プロジェクト事業 事業主体：人権教育課</p> <p>生徒の自主的な参加による中学校の部活動は、異年齢集団の活動により友情や連帯感、意欲の向上や責任感を涵養できる機会です。その活性化を図るため、希望する中・義務教育学校に、部活動における外部指導者を配置します。</p>
	<p>事業名称：教育指導活動支援事業（スポーツ・文化エキスパート事業） 事業主体：教育研究支援課</p>

推進施策(3) 優しさや信頼を育み、未来を切り拓く子どもの育成

取組事業	内容
いのちの大切さを感じる取組	<p>新学習指導要領を踏まえ、津市教育振興ビジョンにおいて、「生命を大切にする教育の充実」を掲げ、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う教育の充実を図るため、子どもたちの発達段階に応じて、学校の教育活動全体で生命を大切にする教育に取り組みます。</p> <p>事業名称：教育研究推進事業 事業主体：教育研究支援課</p>
次世代の親の育成	<p>生活科や特別の教科道徳、総合的な学習の時間等において、様々な人と触れ合う交流活動や多様な人々の生き方を知り、自分の生き方を見つめる機会となる学習等を行います。</p> <p>就学前施設においても、多様な人々や、活動、文化、自然などにふれあう機会を大切にし、全ての子どもに次世代の親としての意識や生命への尊厳の意識の醸成を図ります。</p> <p>事業名称：教育研究推進事業、幼児教育推進事業 事業主体：学校教育課、教育研究支援課</p>
キャリア教育の推進	発達段階に応じたキャリア教育を推進し、子どもたちが地域社会で活躍する意欲をもてるようにするために、地域の事業所に協力いただき中学生職場体験学習を行います。また、関係機関と連携し、体験学習を実施し、物作りに対する理解と興味を深めます。

第4章 総論

取組事業	内容
	<p>事業名称：教育研究推進事業(津市キャリア教育推進事業、中学生職場体験推進事業)</p> <p>事業主体：教育研究支援課</p>

推進施策(4) 子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくり

取組事業	内容
遊び場の充実	<p>異年齢の子どもや子育て中の親子が、児童館を利用して育ち合うことができるよう、遊び場の充実を図ります。</p> <p>事業名称：児童館運営事業</p> <p>事業主体：こども支援課</p>
仲間づくりの応援	<p>親子が気軽に立ち寄り、心身をリフレッシュし遊びながら仲間づくりができる環境づくりに継続して取り組みます。</p> <p>事業名称：げいのうわんぱーく運営事業</p> <p>事業主体：こども支援課</p>
子ども会活動の支援	<p>小学校児童の減少に伴い子ども会加入者数が減少しているため、子ども会の再活性化に向け、子ども会活動の支援を行います。</p> <p>事業名称：青少年対策事業</p> <p>事業主体：生涯学習課</p>
放課後児童クラブの運営支援	<p>放課後児童クラブの安定的な運営に欠かせない運営補助金を確保し、放課後の児童の安全安心な居場所づくりを支援します。</p> <p>事業名称：放課後児童健全育成事業</p> <p>事業主体：生涯学習課</p>
スポーツ少年団活動の支援	<p>津市スポーツ少年団本部に対して運営に係る補助金を交付し、財政面の支援を行います。</p> <p>事業名称：津市スポーツ少年団本部活性化事業補助金</p> <p>事業主体：スポーツ振興課</p>

(1) 基本目標2

✓ 子どもへの視点

- すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようになります

【現状と課題】

子どもは、育つ環境がみなそれぞれに異なりますが、その環境にかかわらず、全ての子どもが健やかに成長できるよう、それぞれの環境に応じた支援を受けることができるようになることが重要です。適切な支援を受けることで子どもの持つ個性を伸ばすことができ、子どもの未来の可能性が広がります。

それぞれの子どもの環境に応じた支援では、発達に心配のある子どもや、軽度の知的障がいや、発達障がいのある児童を含めた障がいがあり専門的な支援を必要とする子どもには、早期からの働きかけと、保育・就学前後の教育の場において発達段階に応じた適切な対応が求められます。

また、経済的な困窮や精神的な不安、支援者の不在など、様々な問題を同時にいくつも抱えた環境にある子どももいます。こうした子どもの環境や状態は多岐にわたるため、個々の状況把握と、状況に応じたきめ細やかな支援を途切れなく行い、児童虐待や居所不明児童、子どもの貧困などの社会問題を未然に防ぐ体制が必要です。

さらには、子どもが成長していく中で、いじめや虐待、非行など悩みや不安が生じることがあります。子どもが一人で悩まず、思いを受け止め、相談のできる場所づくりと、子ども自身が解決することをサポートする、自立支援が重要です。

【この目標のもとで推進する施策】

- (1) 障がいのある子どもの支援
- (2) 配慮が必要な子ども・家庭への支援
- (3) 外国につながる子ども・家庭への支援
- (4) 子どもの悩みや不安、心の問題への対応の充実
- (5) 一人親家庭への支援の充実

推進施策(1) 障がいのある子どもの支援

取組事業	内容
適切で途切れのない支援の充実	就学前から小学校、小学校から中学校、及び中学校卒業後において、障がいのある子どもが必要とする支援を途切れなく受けられるように、関係機

第4章 総論

取組事業	内容
	<p>関との連携や情報共有を密にしていくと同時に、保護者の思いに寄り添いながら個別支援、就学指導相談等を実施し、支援を行っていきます。</p> <p>事業名称：教育総合支援事業、発達相談事業、発達支援事業 事業主体：学校教育課、子育て推進課、教育研究支援課、こども支援課</p>
職員の専門研修等	<p>特別な配慮を必要とする子どもの保育や指導に当たっては、子どもの発達に応じた支援ができるよう、アセスメントや支援の仕方等の職員への専門研修を実施するとともに、加配保育士や特別支援教育支援員等の、それぞれの施設における適切な人的配置に努めます。</p> <p>事業名称：職員研修の充実、教育総合支援事業、特別支援教育推進事業 事業主体：学校教育課、子育て推進課、教育研究支援課</p>
日中一時支援事業	<p>日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある子どもに対し、日中における活動の場を確保し、障がいのある子どもの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、継続して日中一時支援事業を行います。</p> <p>事業名称：日中一時支援事業 事業主体：障がい福祉課</p>
児童発達支援事業	<p>療育の観点から集団療育及び個別療育が必要な就学前の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を実施するため、継続して児童発達支援事業を行います。</p> <p>事業名称：児童発達支援事業 事業主体：障がい福祉課</p>
放課後等デイサービス事業	<p>学校に就学している障がいのある子どもに対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等の支援等を継続的に提供することにより、子どもの自立を促進するとともに、子どもの居場所をつくるため、継続して放課後等デイサービス事業を行います。</p> <p>事業名称：放課後等デイサービス事業 事業主体：障がい福祉課</p>
放課後児童クラブへの障がい児支援補助事業	<p>放課後児童クラブへの障がい児の受け入れを支援するため引き続き補助金の確保に取り組みます。</p> <p>事業名称：放課後児童健全育成事業 事業主体：生涯学習課</p>
児童発達支援センター事業	児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援の事業を行うことを基本として、様々な専門性を活かしながら、地域の障がい児支援の核となるように努めています。

第4章 総論

取組事業	内容
	事業名称：児童発達支援センター 事業主体：こども支援課
専門機関との連携、支援	一人一人の子どもの状況に応じた支援を行うために、専門機関と連携を図り、それぞれの役割を確認しながら、年齢や環境などに応じた必要な支援に繋げていきます。
	事業名称：発達支援事業 事業主体：こども支援課
途切れのない一貫した支援体制	ライフステージに応じた途切れのない一貫した支援体制を継続するため、そのツールとして「津市障がい児等生活支援ファイル（はっぴいのーと）」を作成し、活用する中で、障がいのある子どもとその保護者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言等を継続して行います。
	事業名称：途切れのない一貫した支援体制 事業主体：障がい福祉課
医療費の助成	障がいのある子どもを養育する家庭の医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、子育て環境の整備を図ります。
	事業名称：障がい者医療費助成 事業主体：保険医療助成課

推進施策(2) 配慮が必要な子ども・家庭への支援

取組事業	内容
早期及び継続的な支援体制づくり	子どもの権利擁護に関する啓発に努めるとともに、児童虐待の通告等に対して、市が最初の相談窓口として、子どもの安全確認や状況の確認を行い、児童相談所と協議しながら支援方針を整理し、関係機関と連携して支援を行います。 また、子ども家庭総合支援拠点の整備を行い、配慮を要する児童等への適切な対応と家庭への支援を的確に行う体制の構築に努めます。
	事業名称：児童虐待対応事業 事業主体：こども支援課
	平時より乳幼児健診の受診状況や居住実態、通学・通園状況等に注視し、関係部署間で情報の共有や集約を密に行い、居所不明児童や虐待を受けている児童の早期発見に努めます。
	事業名称：居住不明児童への対応、就学事務 事業主体： こども支援課、学校教育課、教育研究支援課
	未熟児で出生した子どもに対し、医師の意見書により対象となった児には、養育医療の給付を行うとともに、保健師または助産師が早期に訪問指

第4章 総論

取組事業	内容
	<p>導を行い、子どもの出生状況及び保護者の子育ての様子に応じた支援を実施していきます。</p> <p>事業名称：乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）、未熟児養育医療給付事業 事業主体：健康づくり課</p>
家庭での子育て支援体制の充実	<p>ファミリー・サポート・センター事業を広く周知し、提供会員の拡充に努め、子育て家庭のニーズに応じ、事業の充実を図ります。また、一人親家庭の利用負担軽減策を行い、利便性の向上に努めます。</p> <p>事業名称：ファミリー・サポート・センター事業 事業主体：こども支援課</p>
	<p>支援が必要な家庭について、子育ての不安などを軽減し、家庭の安定を図るため、養育支援訪問や、保育所や学校でのモニター事業を行い、児童虐待の未然防止に努めます。</p> <p>事業名称：養育支援訪問等事業 事業主体：こども支援課</p>
養育困難時の支援制度の取組	<p>家庭で一時的に子どもの養育が困難になった時に、児童養護施設等で子どもを預かる子育て支援短期利用事業（ショートステイ）を継続して実施するとともに、当該事業の周知を図ります。</p> <p>事業名称：子育て支援ショートステイ事業 事業主体：こども支援課</p>

推進施策(3) 外国につながる子ども・家庭への支援

取組事業	内容
外国につながる子どもへのコミュニケーション支援	<p>外国につながる子どもが周囲とスムーズにコミュニケーションが図れるよう、保育所、幼稚園、認定こども園においては、通訳担当員による通訳・翻訳を行います。</p> <p>幼稚園・小中学校においては、外国人児童生徒通訳等巡回担当員による、外国につながる児童生徒や保護者への通訳や翻訳、初期適応や初期日本語指導を行います。</p> <p>事業名称：通訳担当員による通訳・翻訳業務、外国人児童生徒支援事業 事業主体：子育て推進課、人権教育課</p>
外国につながる子どもへの就学・進学支援	<p>日本語が話せない転入外国人児童生徒に対して、初期日本語教室「きずな」及び「きずな」へ通室することができない児童生徒を対象として在籍校で開設する「移動きずな」教室において、初期日本語指導を行います。</p> <p>また、就学前の子どもたちを対象に、日本の小学校生活がスムーズにスタ</p>

第4章 総論

取組事業	内容
	<p>ートできるように、初期の日本語や学校のルールを学ぶプレスクールの開設に向けた研究を進めます。</p> <p>市内のどの学校に転入してきても、その児童生徒の進路を保障するため、全ての学校に日本語教育担当者を位置付け、担当者を対象とする研修会を実施します。</p>
	<p>事業名称：外国人児童生徒支援事業</p> <p>事業主体：人権教育課</p>
外国につながる子どもの保護者への就学・進学支援	<p>日本の学校への不安や悩みを解消するため、外国人児童生徒や保護者を対象に、「就学ガイダンス」や「高校進学ガイダンス」、「転入学ガイダンス」及び「大学見学ツアー」を実施します。</p>
	<p>事業名称：学校へ行こう！ n 津市</p> <p>事業主体：人権教育課</p>
外国につながる子どもの保護者への支援	<p>外国人の保護者も安心して妊娠・出産・子育てができるよう各種サービス利用についての多言語情報提供に努めます。</p>
	<p>事業名称：多文化共生事業</p> <p>事業主体：市民交流課</p>

推進施策(4) 子どもの悩みや不安、心の問題への対応の充実

取組事業	内容
学校における相談体制の整備	<p>スクールカウンセラーの全校配置を実施するとともに、小中学校で途切れのない支援をするため中学校区での情報共有を行うなど、スクールカウンセラーの効果的な活用に努めます。</p> <p>また、スクールカウンセラーが、社会の変化や今日的課題に対応できるよう資質・能力向上のため研修会等を実施します。</p>
	<p>事業名称：教育総合支援事業(スクールカウンセラー活用事業)</p> <p>事業主体：教育研究支援課</p>

推進施策(5) 一人親家庭への支援の充実

取組事業	内容
経済的支援制度の周知	<p>児童扶養手当や児童援護金の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の利用を通じ、一人親家庭等に対するそれぞれの状況に応じた経済的支援を実施します。</p>
	<p>事業名称：児童扶養手当給付事業、児童援護金給付事業、母子父子寡婦福祉資金貸付</p> <p>事業主体：こども支援課</p>

第4章 総論

取組事業	内容
就業支援	<p>就業経験が十分でない一人親家庭の母又は父に対し、自立支援プログラムを策定してハローワークと連携した就業支援を実施します。また、就職に有利な資格取得のための高等職業訓練促進給付金等の支給を通じ、生活基盤の安定化に取り組みます。</p> <p>事業名称：母子自立支援プログラム策定事業、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業 事業主体：こども支援課</p>
子どもへの学習支援	<p>経済的な事情等により学習環境に恵まれない一人親家庭の児童に対して、学習指導や進学・進路相談の支援をします。</p> <p>事業名称：一人親家庭学習支援事業 事業主体：こども支援課</p>
子どもへの就学援助	<p>学校教育法の規定に基づき、児童生徒の教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施を図るため、義務教育に必要な経費の負担が困難な児童生徒の保護者に必要な援助を行います。</p> <p>事業名称：就学援助事業 事業主体：学校教育課</p>
安定した生活を支援する住宅の優遇措置	<p>20歳未満の子と同居し扶養している母子世帯及び父子世帯などを優先抽選対象者とし、一般住宅の抽選に先立ち、優先抽選対象者のみで優先抽選対象住宅の抽選を実施します。</p> <p>事業名称：市営住宅の優先抽選 事業主体：市営住宅課</p> <p>多子世帯や若者世帯など、子育て家庭の居住ニーズの多様化に対応した部屋数の多い住宅の供給を図ります。</p> <p>事業名称：市営住宅提供事業 事業主体：市営住宅課</p>
一時的な日常生活支援	<p>個々の家庭の状況に応じた子育て支援や生活援助を行い、一人親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図ります。</p> <p>事業名称：一人親家庭等日常生活支援事業 事業主体：こども支援課</p>
医療費の助成	<p>一人親家庭の医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、子育て環境の整備を図ります。</p> <p>事業名称：一人親家庭等医療費助成 事業主体：保険医療助成課</p>

(3) 基本目標3

✓ 保護者への視点

- 子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れのない子育て支援をします

【現状と課題】

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、成長する子どもの姿に感動して、保護者も成長し、喜びや生きがいをもたらす営みです。

少子化や核家族化など家族形態の変化や、共働き家庭の増加や就労形態の多様化など、子育てをする保護者を取り巻く環境は大きく変わってきています。

津市では、保護者への支援という視点から、地域とのかかわりが希薄化する中で子育てをするに孤立や不安を感じる保護者への妊娠・出産からはじまる途切れのない支援や、就労条件にかかわらず子育てをしやすい保育環境の整備、また一人親家庭をはじめとする子育て家庭の経済的負担を軽減する取り組みを進める必要があります。

併せて、父親の育児参加が促進され、父親も子育ての喜びを実感し、責任を認識することができるような取り組みも必要です。

安心して子どもを生み育てられる環境を充実させ、子どもと出会えてよかった、子育てが楽しいと思えるまちへの施策推進が重要です。

【この目標のもとで推進する施策】

- (1) 妊娠・出産から子育てへと途切れのない支援
- (2) 子どもを育む環境の整備
- (3) 働きながら子育てしやすい環境の整備
- (4) 子ども・子育てに対する相談・支援の体制の充実

推進施策(1) 妊娠・出産から子育てへと途切れのない支援

取組事業	内容
利用者支援事業等の充実	地域子育て支援センターには基本型として子育て支援コーディネーターを、保健センターには母子保健型として保健師を配置し、妊娠・出産から子育てに関する悩みを総合的に相談できる、子育て世代包括支援センターの機能を果たしていくとともに、地域子育て支援センターと保健センターとが相互に連携を図りながら利用者支援事業の充実に取り組みます。また、相談内容にふさわしい担当や専門機関への的確につなぐ窓口を設置することで、子育てに関する相談窓口を明確化します。

第4章 総論

取組事業	内容
	<p>事業名称：利用者支援事業（基本型・特定型、母子保健型）、こども子育て・出会い応援包括支援窓口の設置 事業主体：子育て推進課、健康づくり課</p>
妊娠・出産期の育児支援	<p>母子健康手帳交付時に、保健師等により、利用者支援事業として、一人一人の妊婦に応じた「ママの健やか応援プラン」をたて、妊婦健診、妊婦教室・相談等により妊婦が安心して妊娠期を過ごせ、出産が迎えられるよう切れ目ない支援を行います。</p> <p>また、不安がある妊産婦には、妊婦訪問や産前産後サポート事業、産後ケア事業を組み合わせ、妊娠期、出産後早期の育児支援を行います。</p>
	<p>事業名称：母子健康手帳交付、利用者支援事業（母子保健型）、妊婦健康診査、妊婦教室（マタニティー倶楽部）、産後ケア事業、産前産後サポート事業（見守り訪問、子育て広場等） 事業主体：健康づくり課</p>
赤ちゃん訪問による育児支援	<p>乳児がいる全ての家庭に助産師、保健師、母子保健推進員が赤ちゃん訪問を実施し、子どもの発育状況の確認と母親の心身の健康状態や育児の様子を把握し、状況に応じた支援を行います。</p>
	<p>事業名称：乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問） 事業主体：健康づくり課</p>
乳幼児期の育児支援	<p>4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査により、発育発達及び育環境や子育ての不安等を把握し、必要に応じて継続した支援を行います。</p> <p>また、健康相談や育児教室により育児や子どもの健康に関する情報提供を行うとともに、乳幼児期を通して、感染症を予防するため、協力医療機関で予防接種を実施します。</p>
	<p>事業名称：乳幼児健康診査、（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）、乳幼児健康相談（のびのび身体計測、すくすく健康相談）、離乳食教室、定期予防接種事業、小児慢性特定疾病医療受給者インフルエンザ予防接種助成事業 事業主体：健康づくり課</p>
身近な相談体制づくり	<p>母子保健推進員が妊婦訪問・赤ちゃん訪問や妊婦・育児教室、子育て広場等により、各地域で身近な相談役として活動します。</p>
	<p>事業名称：乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）、産前産後サポート事業（見守り訪問、子育て広場等）、母子保健推進員活動事業 事業主体：健康づくり課</p>

取組事業	内容
妊娠・出産・育児期を通しての包括的・継続的な支援体制づくり	府内関係部署や地域子育て支援センター、医療機関や助産所等関係機関との連携を実施し、安心して妊娠期を過ごし、出産が迎えられるよう切れ目ない支援の体制づくりに努めます。 事業名称：ママ元気ネットワーク会議 事業主体：健康づくり課
妊産婦のための医療費助成	妊産婦の医療費の一部及び健康診査費を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、対象者の保健の向上及び福祉の増進を図ります。 事業名称：妊産婦医療費助成 事業主体：保険医療助成課
不妊治療・不育症治療への助成	治療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、子どもを望む夫婦への支援を図ります。 事業名称：不妊治療費助成、不育症治療費助成 事業主体：保険医療助成課

推進施策(2) 子どもを育む環境の整備

取組事業	内容
児童手当制度の周知	児童を養育する家庭の生活の安定や次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当を支給します。 事業名称：児童手当給付 事業主体：こども支援課
子どものための医療費助成	子どもの医療費助成により、経済的負担の軽減を図り、子育て環境の整備を図ります。 事業名称：子ども医療費助成 事業主体：保険医療助成課
教育・保育にかかる経済的負担の軽減	3歳以上の全ての子どもと0～2歳の住民税非課税世帯の子どもに対し、幼稚園、保育所及び認定こども園等の費用の無償化や、施設等利用費の支給に加え、0～2歳の住民税課税世帯の利用者負担額についても独自軽減を行い、保育・教育にかかる費用負担の軽減を図ります。 事業名称：幼児教育・保育の無償化 事業主体：子育て推進課、学校教育課 子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に在籍する年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもの給食副食費について免除します。 事業名称：副食費の免除拡充 事業主体：学校教育課

第4章 総論

取組事業	内容
父親の育児参加の促進	<p>父親を対象とした子育て講座を開催し、楽しく子どもとふれあう機会や子育てをする父親同士の交流の機会を提供し、父親の育児参加の促進を図ります。</p> <p>事業名称：パパの子育て講座の開催 事業主体：こども支援課</p>

推進施策(3) 働きながら子育てしやすい環境の整備

取組事業	内容
就労状況に対応した保育環境の充実	<p>保護者の多様な就労状況等に応じられるよう、保育所等における延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業や病児保育事業の提供体制の充実に取り組みます。</p> <p>事業名称：延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業 事業主体：子育て推進課</p> <p>幼稚園や認定こども園において、教育課程に係る教育時間終了後に行う教育活動としての預かり保育を行い、保育を必要とする幼児や、一時的な利用など保護者が必要に応じて利用できる仕組みの充実を図ります。</p> <p>事業名称：一時預かり事業（幼稚園型） 事業主体：学校教育課</p>
事業所内保育所等の利用促進	<p>幼児教育・保育の無償化に係る手続きの支援や情報の共有、連携を図り、企業主導型保育事業や事業所内保育所等の従業員向け保育施設の利用を促進し、子どもを持つ家庭の仕事と子育ての両立を支えます。</p> <p>また、認可や指導監督権限を持つ三重県と連携し、監査への同行等により質の向上を図ります。</p> <p>事業名称：幼児教育・保育の無償化 事業主体：子育て推進課</p>

推進施策(4) 子ども・子育てに対する相談・支援の体制の充実

取組事業	内容
育児を楽しめる場の提供	<p>子どもを養育している母親同士で、悩みやストレスを共有し「ホッと」できる場を提供できるよう取り組みます。</p> <p>事業名称：子育てママの「ホッと」ひろば 事業主体：こども支援課</p>
気軽な相談窓口の充実	家庭児童相談、発達相談、虐待相談など、子どもに関する様々な相談に応じるとともに、長期にわたる子どもの支援に適切に対応していくため、相

取組事業	内容
	談体制の整備・充実とともに、相談を担当する職員の資質向上を図ります。 事業名称：児童家庭相談援助事業 事業主体：こども支援課
児童虐待防止のための相談体制の強化	個々の職員の資質向上のため、専門知識・技術を習得する機会を継続的に確保し、より専門性を高めることに努めます。また、児童虐待をはじめとする要保護児童等への対応について、児童相談所などの関係機関と連携し、適切な支援ができるよう努めます。 事業名称：児童家庭相談援助事業 事業主体：こども支援課
外国につながる子どもの子育て相談支援	外国人住民の子育て相談について、関係部署との連携を緊密にし、適切な支援ができるよう努めます。 事業名称：多文化共生事業 事業主体：市民交流課

(4) 基本目標4

✓ 社会・地域への視点

- 市民・地域・企業が一つになって子育ち・子育てしやすい環境をつくります

【現状と課題】

子どもは地域の宝であり、未来への希望です。

子どもの育ちにおいては、かかわる人や環境によって育まれる「子どもが自ら育つ力」が大きく影響します。このため、子育て家庭に限らず、地域の中でのつながりが希薄となり、孤立が進んでいるといわれる現状においては、子どもや子育てをしている保護者が、地域の様々な年代・立場の人とかかわりを持てる仕組みを再構築することが重要です。

一方で、地域の子育てを支えたいと考えた人や、自らの子育ての経験を活かした支援を希望する高齢者などが、地域の子育ち・子育てボランティアやネットワークに参画するなど、手を差し伸べやすい社会となるための取組も必要です。保護者とは異なる立場で子どもと触れ合うことで、支援を行う人や交流する人にとって新たな楽しさや喜びを見い出し、また生きがいへと繋がる交流づくりが地域の連携には欠かせない視点です。

また、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことができるよう、

子育てと仕事の両立ができる就労制度の充実や、意識の啓発、子育て家庭を含めたみんなが暮らしやすいまちづくりを、市民、子育て世帯を取り巻く地域、保護者の就労先をはじめとした企業・行政・団体が一つになって推進することが重要です。

【この目標のもとで推進する施策】

- (1) 地域における子育ち・子育て支援の充実
- (2) 子育ち・子育てを支える社会の仕組みづくり
- (3) 子どもを安全に安心して育てられるまちづくり
- (4) 児童虐待防止・社会的養護体制の充実

推進施策(1) 地域における子育ち・子育て支援の充実

取組事業	内容
地域子育て支援センターの充実	<p>親子で集い、交流できる場として、地域における子育て支援団体や支援者と連携しながら、地域子育て支援センターの充実に取り組みます。</p> <p>事業名称：地域子育て支援拠点事業 事業主体：子育て推進課</p>
地域での交流が広がる場の支援	<p>幅広い世代が集い、地域全体で子どもだけでなく親の育ちを支援し、相談の受付ができる施設を運営します。</p> <p>また、冊子やホームページで市内の地域子育て支援センターや子育て広場を紹介します。</p> <p>事業名称：たるみ子育て交流館運営事業、冊子『おやこでおでかけ』 事業主体：こども支援課</p> <p>地域において児童の身近な場所に安全な遊び場を確保するため、自治会等が管理運営するチビッコ広場の維持補修費等への助成を行います。</p> <p>事業名称：チビッコ広場維持補修事業 事業主体：こども支援課</p>
地域に根差した子育て支援	<p>保育所、幼稚園、認定こども園が、園の特性に合わせて、園庭開放や未就園児の会、子育て相談、子育て支援講座等の地域に根差した支援を実施し、地域の子育て家庭の利用促進や家庭教育力の向上に取り組みます。</p> <p>事業名称：就学前教育・保育施設における子育て支援事業 事業主体：子育て推進課、学校教育課</p>
外国につながる子どもの家庭と地域をつなげる支援	今後、増加が予想される外国人住民のための生活相談や日本語の習得などの活動を地域住民が中心となって組織することを支援し、地域において、外国人住民と地域住民が積極的に相互理解を図れる場をつくります。

第4章 総論

取組事業	内容
	事業名称：日本語教室 事業主体：市民交流課、人権教育課
地域支援ネットワークの構築	市内各地域で、住民が主体となって地域人権啓発イベント等を実施し、イベントに向けて、地域の様々な団体が、子どもを取り巻く課題を共有し、その解決につながる内容を企画し運営するとともに、各団体が主体的に取り組むことを通して、地域で子どもを支援するネットワークをつくり、人権が尊重されるまちづくりを推進します。
	事業名称：地域人権啓発推進事業 事業主体：人権教育課
家庭教育支援の取組	若い世代の学習ニーズに合わせ、体験活動を盛り込む等、講座内容を工夫しながら就学前や思春期の子どもを持つ保護者の方を対象に「家庭教育支援」のための各種講座を実施します。 事業名称：地域力創造セミナー 事業主体：生涯学習課
放課後児童クラブと地域、学校との連携	放課後児童クラブが地域・学校・関係機関等と連携し、放課後児童健全育成事業を円滑に推進できるよう支援を行います。 事業名称：放課後児童健全育成事業 事業主体：生涯学習課
子育て不安についての相談窓口の開設	青少年とその保護者を対象とした「青少年悩み事相談」を引き続き開設し、子育ての悩みや不安についての相談に取り組みます。 事業名称：青少年対策事業 事業主体：生涯学習課

推進施策(2) 子育ち・子育てを支える社会の仕組みづくり

取組事業	内容
青少年健全育成活動の支援	津市青少年育成市民会議による、青少年の健全育成活動の支援に引き続き取り組みます。 事業名称：青少年対策事業 事業主体：生涯学習課
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進	性別にかかわりなく、仕事と生活を両立できる働きやすい環境づくりを進めるために、育児休業制度の利用促進や固定的な性別役割分担意識の見直しなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進する意識の啓発や情報提供を行うほか、市関連部署による事業所訪問を行い、ワーク・ライフ・バランスの意識向上のための長時間労働の防止に係る啓発や意見交換を行います。

第4章 総論

取組事業	内容
	<p>事業名称：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進する意識啓発事業 事業主体：男女共同参画室、商業振興労政課</p>
いじめ問題防止対策の推進	<p>いじめ問題対策連絡協議会等を活用した関係機関との連携及び情報共有や、三重弁護士会と連携したいじめの予防授業を行うなど、未然防止及び早期発見、早期対応に努めます。</p> <p>また、教育委員会が設置するいじめ対策会議が行う調査について再調査を行う場合には、いじめ調査委員会を開設します。</p> <p>事業名称：教育総合支援事業、いじめ問題対策推進事業 事業主体：教育研究支援課、こども支援課</p>

推進施策(3) 子どもを安全に安心して育てられるまちづくり

取組事業	内容
公園の利便性向上	<p>子どもや子育て世代を含む公園利用者にとって、より利用しやすい公園を目指して、民間活力を活用した整備に取り組みます。</p> <p>事業名称：中勢グリーンパーク整備事業 事業主体：建設整備課</p>
ユニバーサルデザインのまちづくり	<p>子どもや妊婦、子育て家庭を含む全ての人に優しい安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインへの理解促進、意識啓発に努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備及び高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の推進を図ります。</p> <p>事業名称：ユニバーサルデザイン啓発事業、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく事前協議、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定 事業主体：建築指導課、政策課</p>
危険箇所の啓発	<p>子どもたちの安全を確保するため、「危険箇所」を調査し、その啓発に取り組みます。</p> <p>事業名称：青少年対策事業 事業主体：生涯学習課</p>
子どもの安全確保	<p>津市青少年育成市民会議による「SOSの旗」活動を支援し、学校、行政、警察と連携して子どもの安全を確保する取組をします。</p> <p>事業名称：青少年対策事業 事業主体：生涯学習課</p>

第4章 総論

取組事業	内容
子どもの居場所づくりへの支援	<p>放課後児童クラブの運営支援、子ども会活動への支援を通じ、地域の子どもの安全確保や安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。</p> <p>事業名称：放課後児童健全育成事業、青少年対策事業 事業主体：生涯学習課</p>
上下校時の安全確保	<p>各校で誘拐防止教室や非行防止教室及び交通安全教室等を実施するとともに、上下校時については、保護者や地域の協力のもと見守り活動等を引き続き行います。また、「あんしんねっと津」により、不審者情報についての情報配信を行います。</p> <p>事業名称：上下校時の安全確保 事業主体：教育研究支援課</p>
小児救急医療体制の充実	<p>こども応急クリニック・休日デンタルクリニックにおいて、休日・夜間の急病に安心して受診できるように取り組みます。</p> <p>事業名称：こども応急クリニック管理運営事業 事業主体：地域医療推進室</p> <p>受診可能な医療機関に関する情報提供システムや、急な病気、身体の健康などの電話相談事業の利用促進に取り組みます。</p> <p>事業名称：救急相談ダイヤル事業 事業主体：地域医療推進室</p>

推進施策(4) 児童虐待防止・社会的養護体制の充実

取組事業	内容
関係機関との連携による保護体制の充実	<p>関係機関、団体等の連携を強化し、要保護児童等への適切な対応と家庭への支援、配偶者等からの暴力による被害者の保護を図ります。</p> <p>事業名称：児童家庭相談援助事業 事業主体：こども支援課</p>
地域の拠点づくり	<p>市内の民間児童養護施設について、市補助金「民間社会福祉施設整備費等補助金」の活用により、小規模化、高機能化に向けた施設整備の支援を行います。</p> <p>事業名称：児童養護施設等の整備 事業主体：こども支援課</p>